

第2次大仙市雪対策総合計画

～ 雪に負けない市民協働のまち・大仙 ～

令和元年10月

秋田県大仙市

目 次

1. 第2次計画の策定経過	1
2. 第2次計画の策定方針	1
3. 計画の基本的事項	
3-1. 計画策定の主旨	2
3-2. 計画の位置づけ	3
3-3. 計画の期間	3
4. 計画の理念	4
5. 計画の基本方針	4
6. 第2次大仙市雪対策総合計画事業内容	5～45

1. 第2次計画の策定経過

第2次計画策定にあたり、関係各課による第1次計画実施事業の見直し及び庁内会議を開催し、前期計画期間の振り返りを行い、策定作業を行いました。

○検討組織体系

- ・関係各課による第1次計画実施事業の見直しと第2次計画に向けた目標設定
- ・雪対策総合計画推進チーム会議（庁内各部署からの課長級の会議 1回開催）

2. 第2次計画の策定方針

本計画策定の背景にある少子高齢化などの社会的要因は変化しておらず、課題として
いる次の

- ・自力で除雪することが困難な高齢者世帯の増加
- ・除雪の担い手不足の懸念
- ・雪の重みにより倒壊のおそれのある空き家の増加
- ・除雪オペレーターの担い手確保

などの項目については、引き続き取り組むことが求められているため、基本方針・目標・各事業は第1次計画を継承しながら課題解決を目指すこととします。

3. 計画の基本的事項（第1次計画を継承）

3-1. 計画策定の趣旨

本市は市内全域が豪雪地帯に、さらに一部が特別豪雪地帯に指定されています。

近年では、平成22年度から平成25年度、平成29年度と大雪に見舞われ、冬期間の市民生活に様々な影響を及ぼしました。

本市では、屋根の雪下ろしなど雪に関する事故が毎年発生しており、特に高齢者による事故が増加しています。少子高齢化による地域の除雪の担い手不足や、自力で除雪することが困難な高齢者世帯の増加、雪の重みにより倒壊のおそれのある空き家の増加など、雪を克服するための環境整備が重要な課題であることは前期計画期間と変わっていない状況にあります。

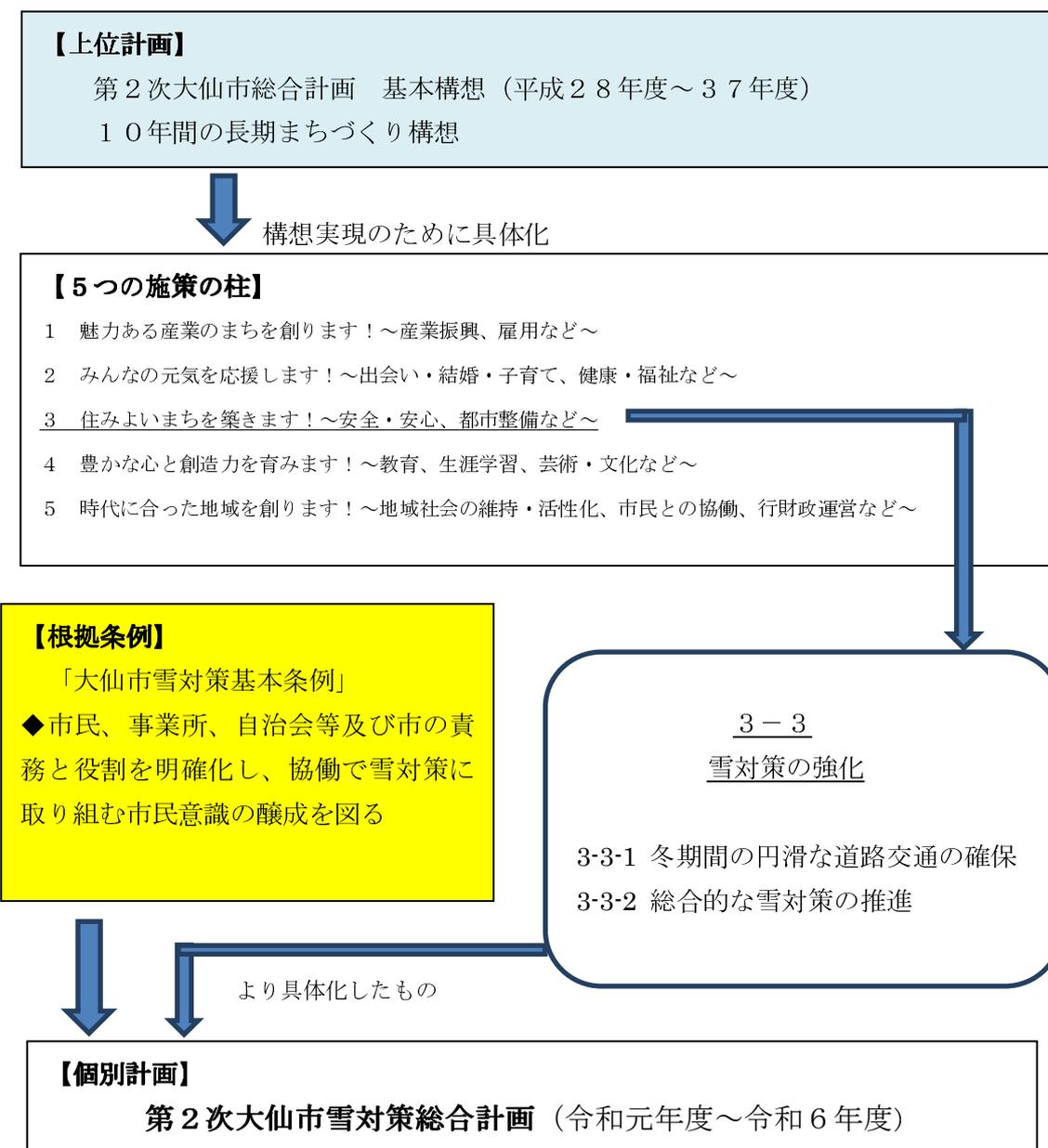
大仙市雪対策基本条例にも謳われているとおり、社会経済情勢の変化に伴い、市だけでは冬期間の除雪等の雪対策を進めていくことが困難となっています。

そうした中で、雪に立ち向かっていくためには、市民、自治会等、事業所及び市がそれぞれの果たす責務と役割を担い、雪対策における協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

こうした背景から、冬期間においても市民が安全に安心して暮らすことのできる大仙市を築いていくため、総合的な第2次雪対策計画を策定することといたしました。

3-2. 計画の位置づけ

本計画は、平成29年10月に施行された「大仙市雪対策基本条例」を根拠とし、平成28年度に策定した「第2次大仙市総合計画 基本構想」の5つの施策の柱のひとつである「第3節 住みよいまちを築きます！～安全・安心、都市整備など～」中の「3-3 雪対策の強化」を具体化するため、雪に関連する施策をまとめた個別計画です。



3-3. 計画の期間

本計画の期間は、令和元年10月から令和6年9月までの5年間とします。

4. 計画の理念

市民が将来にわたって、冬期間においても安全・安心に暮らすことができる大仙市を築くためにも、市民、事業所、自治会等及び市がそれぞれの責務と役割を担い、協働で雪対策に取り組む姿勢が必要です。

そこで、「市民協働で雪対策に取り組み、将来にわたり安心して暮らせるまち」を将来像とし、計画の理念は第1次計画を継承し、次のように定めます。

雪に負けない市民協働のまち・大仙

5. 計画の基本方針

「雪に負けない市民協働のまち・大仙」という理念の実現を目指し、第1次計画を継承し、次の5つの基本方針のもとに各目標を設定して雪対策を推進していきます。

基本方針1 冬期間の円滑な道路交通の確保	目標1-1 安定的な除排雪体制の確立 目標1-2 安全な道路空間の確保 目標1-3 安全な交通環境の確保
基本方針2 豪雪時における対策の充実	目標2-1 雪害予防対策の充実
基本方針3 雪に強く住みよいまちづくりの推進	目標3-1 雪に強い住環境づくりの推進
基本方針4 パートナーシップ体制の確立と支援の充実	目標4-1 雪に立ち向かう協働体制の確立 目標4-2 雪対策に関する支援の充実
基本方針5 雪国で暮らすための取り組みの推進	目標5-1 冬期間の安全・安心な生活の推進 目標5-2 元気に暮らす取り組みの推進

※太字下線についてはP1の策定方針に記載した重点項目に対応するための目標です。